

条文	条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見
第1章 総則			
<p>第1条 目的</p>	<p>この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が「地域社会の課題を自ら解決」することを基本に、その総意によって団体としての自治体を確立し、市民の代表（市長、議会）を置き、自治を営んでいることを自治の基本として確認する。 ●市民自治の確立を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、DVD、携帯電話用ホームページ、イベント、庁内ディスプレイ等を活用した周知 ・市民アンケートの実施（平成21年、24年） ・「かわさき自治推進フォーラム」の開催 ●自治の担い手につながるきっかけづくり <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき自治推進フォーラム」など各種イベントや出前講座等の開催 ●子どもの自治意識を育む環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「WEB自治基本条例」キッズページの運用 ・小学生向け副読本を活用した学習支援
<p>第2条 位置付け等</p>	<p>この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。 2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例は、市の自治の基本を定めるものなので、自治の運営に関する他の条例等は、市における自治の最高規範としての基本条例の内容と整合を図るべきである。 ●市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、条例の定めるところに従い、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を明らかにしたもの。 	
<p>第3条 定義</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。 (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、在勤、在学、在活動など、様々な活動を行っている個人や団体をいう。地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくため、「住民」だけではなく、地域社会の幅広い人々が力を合わせていくことが必要との認識に基づき、市民の範囲を広げて定義している。 ●「参加」とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、「主体的に市民が動く」といういわゆる「参画」を包摂する概念として、市政にかかわり、行動することをいう。 ●「協働」とは、市民と市とが、暮らしやすい地域社会のための目的や課題を共有し、それぞれの役割と責任のもとで互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいう。 	
<p>第4条 基本理念</p>	<p>市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。 (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。 (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。 (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしている。 	
<p>第5条 自治運営の基本原則</p>	<p>市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。 (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。 (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、議会、市長等が共に担っていく川崎市の自治運営の基本原則を定めている。 ●「情報共有の原則」とは、市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則。行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、この適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとでの運用が必要。 ●「参加の原則」とは、市民の参加の下で市政を進めていくこと。市民は市政の各過程に参加する権利を有するので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要。市民は、参加に際し「自らの発言と行動に責任を持つ」という市民の責務を踏まえ、市政に主体的にかかわることが必要。 ●「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則。 ●参加と協働は、市民の自発的な発意と自由な意思に基づく。 	

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見
第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等				
第1節 市民	第6条 市民の権利	市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。 (4) 行政サービスを受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 自治運営において、市民が保障されるべき権利を定めている。 ここで規定されている権利は、基本条例で規定する自治運営の基本原則に基づく制度等によってその仕組みや考え方が示され、実体規定を有する別個の条例や手続などによって保障されていくもの。 	
	第7条 市民の責務	市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。 (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。	<ul style="list-style-type: none"> 自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務を、4つ掲げている。 (1)は特に前条の4つの権利の前提となる包括的な権利を享受して自治を担うため、(2)は参加や協働に際してより効果を発揮するため、(3)は市民の権利が保障される市民都市・川崎の方向性を明確なものとするため、(4)は市民の権利が保障される市政の運営が実現されるためのもの。 	
	第8条 事業者の社会的責任	事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> 市内で活動する事業者は、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務がある。 一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者の立場で行動する場合には適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参加と協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> 大学連携事業 事業者との地域活性化に向けた連携協定 川崎フロンターレとの連携 企業市民交流事業
第9条 コミュニティの尊重等	市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。	自治推進のための環境づくり、施設等の解放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会への支援 <ul style="list-style-type: none"> 補助・助成金、奨励金等の支給 「町内会・自治会ハンドブック」発行（平成22年度） 市民活動団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援指針の策定（平成13年度） 市民活動推進委員会の運営（平成14～23年度） かわさき市民公益活動助成金制度（平成16年度～） NPO法人にかかる条例指定制度の導入（平成24年度） 都市型コミュニティの推進（地域コミュニティ施策の推進） <ul style="list-style-type: none"> 「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」の策定（平成22年度） 地域コミュニティ活性化連携モデル事業実施（平成23、24年度） 宮前区地域人材育成指針の策定（平成23年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市型コミュニティ検討委員会の報告に基づいて行った市のモデル事業では、町内会・自治会と市民活動団体との間で顔が見える関係ができた。 地域のつながりは醸成されるのに時間がかかるので、きっかけづくりをこまめに行うことは大事である。 学校の授業での取組など、小さい時から大人と一緒に地域に関わり活動することは大事である。 町内会・自治会は民間組織で合意に基づき加入している。大事な役割を果たしていることをきちんと伝える必要がある。 町内会・自治会と市民活動団体のマッチングは市民活動センターや市民自治財団がその役割を担うべきである。 町内会・自治会の中にコーディネーター役がいれば、限られた回数の協力ができるという人に対して声掛けができる。 地域にコーディネーター役が現れるまでの間は区役所がその役割を担うのがよい。 予算ありきではなく、よい取組に予算をつけていくという発想が必要。

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見	
第2節 議会	第10条 議会の設置	市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。			
	第11条 議会の権限及び責務	<p>議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議会基本条例施行（議員提案、平成21年度） ●常任委員会配布資料の傍聴者への配布（平成22年度～） ●避難所機能整備及び円滑な管理運営に関する条例施行（委員会提案、平成23年度） ●子どもを虐待から守る条例施行（議員提案、平成25年度） ●「議会かわさき」のリニューアル、コンビニでの配布（平成23年度～） ●市議会広報用DVD「市議会のしくみ」の制作・公開、「市議会キッズページ」や「主な施策に対する審議内容の紹介」の公開、常任委員会配布資料及び請願・陳情文の掲載（平成24年度～） ●議会運営検討協議会の設置（平成23年度） ●区民会議参与の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は条例制定権を持っているが、条例制定時に特に関係する方々と十分な意見交換、情報提供をしてほしい。 ・市民が議員とともに議案を考えていく場づくりをしていく取組は、特に大都市部において今必要なことではないか。 	
	第12条 議員の責務	<p>議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。</p> <p>2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、前条の議会の権限が適切に行使されるよう地域における活動を通じて地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断により、議会の機能が十分に発揮できるようにする責務を負う。 ・議員は、議員活動を通じ、開かれた議会とするために寄与する責務を負う。 		
第3節 市長等 第1款 市長等	第13条 市長の設置	市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。			
	第14条 市長等の権限、責務等	<p>市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。</p> <p>2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。</p> <p>3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成基本計画の策定及び局別人材育成計画に基づく人材育成の推進 ●研修による人材育成 ・自治基本条例に関連した研修（新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、高津区まちづくり政策研修等）の実施 ●人事評価制度の導入・本格運用（平成18年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が異動していると認識がずれてくることがある。きちんと研修をすべきである。 	
第3節 市長等 第2款 行政運営等	第15条 行政運営の基本等	<p>市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。</p> <p>2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。</p> <p>(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</p> <p>(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。</p> <p>(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。</p> <p>(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</p> <p>(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。</p> <p>4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と相互に調整を図りながら計画的に施策を展開していくことが必要。 ・行政運営の各過程に共通して基本となる事項を定める。 ・市の組織は社会化環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合計画・川崎再生フロンティアプランの策定（平成17年度） ・第1期実行計画策定（平成17年4月） ・第2期実行計画策定（平成20年3月） ・第3期実行計画策定（平成23年3月） ●行財政改革プランの策定 ・第1次改革プラン策定（平成14年9月） ・第2次改革プラン策定（平成17年3月） ・新行財政改革プラン（第3次改革プラン）策定（平成20年3月） ・新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）策定（平成23年3月） ●中期財政収支見通しの策定 ・財政フレームの策定 ●財政に関する情報の公表 ・「財政のあらまし」の発行 ・「財政読本」の発行 ・「予算（案）について」の発行 ●出資法人改革の推進 ・出資法人の経営改善指針の策定（平成16年度）、改訂（平成23年度） ・「出資法人の現況」の発行 ●川崎版 PRE 戦略「かわさき資産マネジメントプラン」の策定（平成22年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第15条第2項第6号に法令の解釈指針があり、川崎市も川崎市民の公益を守る主体として法令解釈していく時は自治基本条例の精神に基づいてしなさいと言っており、非常に重要な条文である。 ・専門知識がない市民に分かりやすく財政を説明するという意味で、取組が進んできてはいるが、さらに分かりやすいものにしてほしい。 ・予算資料は、地域にどのようにお金が使われどんな効果があったのかを市民が知るための資料とはなっていない。 ・区役所費について区ごとの予算が分かるように工夫してほしい。
	第16条 財政運営等	<p>市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政の確立が必要。 ・財政運営の透明性の確保に努める。 ・市有財産、教育財産、公営企業用資産の適正管理及び効率的運営が必要。 		

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見
第3節 市長等 第3款 区	第17条 評価	3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進捗管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。	●川崎再生 ACTION システムの運用（平成15年度～） ・施策評価と事務事業総点検を実施 ●政策評価委員会の設置・開催 ・第1期政策評価委員会設置（平成17年度） ・第2期政策評価委員会設置（平成19年度） ・第3期政策評価委員会設置（平成21年度） ・第4期政策評価委員会設置（平成23年度） ・第5期政策評価委員会設置（平成25年度）	・市民に分かりやすく評価結果を公表することが重要である。 ・PDCAのサイクルではチェックした後に次のアクションにつなげる仕組みが重要。段階ごとのチェックの方法と、次のアクションの時に、評価の結果で何が変わったかを明らかにすることが必要。
	第18条 苦情、不服等に対する措置	市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。	●市民オンブズマン条例施行（平成2年度） ・市立中学校における市民オンブズマンによる学習会の実施 ・区役所職員研修会における講演 ・巡回市民オンブズマンの実施 ●人権オンブズパーソン条例施行（平成14年度）	・第18条に関する取組について川崎市は先進的に実施してきている。 ・人権オンブズパーソン報告書を見ると多くの相談が子どもから寄せられており、それらを拾い上げていくには、制度・仕組みの広報を行っていく必要がある。 ・実践的には拾い上げた問題を関係機関と連携し、つなげていくことが重要。
	第19条 区及び区役所の設置	市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。	・区・区役所は、これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能が必要とされている。 ・地方自治法に定める区・区役所のあり方だけではなく、市における位置付けを定めている。	
第20条 区長の設置及び役割	それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。 2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。 (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。 (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。 (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。	・課題を的確に把握し、参加及び協働により、迅速な解決に努める。 ・便利で快適な行政サービスを、効率的、効果的、かつ総合的に提供するよう努める。 ・市民活動を尊重した上で、その活動の支援に努める。	●「区行政改革の実行計画書」に基づく取組 ・区行政改革の実行計画書（第1期）（平成17年度） ・区行政改革の実行計画書（第2期）（平成20年度） ・区行政改革の実行計画書（第3期）（平成23年度） ●区役所サービス向上指針の策定（平成20年度）、改訂（平成23年度） ●市民活動支援拠点の整備・拡充 ・各区市民活動支援コーナーの設備・運営手法の充実 ・区役所と支所・出張所の機能再編に伴う市民活動拠点の整備 ●区の自主事業、予算・機能強化の取組 ・魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額（平成18年度） ・協働推進事業費1区5,500万円の予算権限を区長に付与（平成22年度） ・地域課題対応事業費（各区5,500万円）（平成23年度） ●区の組織整備 ・「こども総合支援担当」の新設（平成17年度）、「こども支援室」の設置（平成20年度）、「道路公園センター」の設置（平成22年度）、市民館の管理運営業務・スポーツセンター等の管理運営業務の委任（平成22年度）、公設保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業の移管（平成23年度）、こども文化センター管理運営業務の移管（平成24年度）等 ・第2・第4土曜日午前中に各区区民課・保険年金課業務取扱を試行実施（平成19～23年度）、継続実施（平成24年度～） ・各区区民課にフロア案内を配置（平成23年度～）	・平成25年4月から児童相談所では対応しきれないことも、まず区役所でキャッチするということになり、児童福祉士や心理士など専門の人が区役所の窓口で対応している。以前よりも市民から見えやすくなっている。
第21条 必要な組織の整備等	市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。	・区及び区役所の設置目的を確実に達成させるためには、区長がその役割を的確に果たすことができるよう、組織体制の整備、区長の区の区域内及び市役所・区役所間の調整機能の強化、区予算の確立などを図り、市として一体的に取り組む必要がある。		

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見
第 22 条 区民会議	それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の幅広い多様な意見を出し合っって区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的に区民会議を設置する。 指定都市における区の特異性を補完する機能としての機能の位置付け。 区民会議の構成員は、地域の幅広い、多様な意見によって区の課題を把握する必要から、地域の代表、活動分野別の代表、区民からの公募などが必要。 区における課題は、その区のみに関係するものばかりでなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えら、審議結果は「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映させる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民会議の設置（平成 18 年 4 月～、現在第 4 期） <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期区民会議（平成 18 年度） ・第 2 期区民会議（平成 20 年度） ・第 3 期区民会議（平成 22 年度） ・第 4 期区民会議（平成 24 年度） ●区民会議の取組・審議結果の広報等 <ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、ホームページ、区民会議だより、地域ポータルサイトなど、区の地域特性にあった手法による審議内容、取組状況の広報 ・区民会議パンフレットの作成・配布、PR 動画の作成 ●より開かれた区民会議の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム、報告会等の開催、区民アンケートの実施、市民アンケートを活用した区民会議の認知状況等の調査など ●区民会議委員同士の交流の場の設定（区民会議交流会の開催） ●区民会議委員へのサポートの実施（審議テーマに関する視察会の実施・会議資料の充実・事前勉強会の実施等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の代表として参加する委員が調査審議結果を各団体にフィードバックして活動に取り組むということが重要。 ・区民会議に参加したことで団体間のネットワークが広がり、他の団体の活動を知ることによって活動に幅が出てきた。 ・区民会議が継続性をもってやっていくため、関係する各団体が常時参加できるような仕組みづくりが今後の課題。 ・委員の所属団体の関係者などに対し、区民会議の情報が伝わる仕組みがあると効果的な広報ができるのではないかと。 ・区民会議での取組や開催日程などの情報をタウン紙・一般紙などのメディアをうまく活用してアピールすることが必要。 ・まちづくり推進組織が、区民会議での議論を尊重し、うまく吸収してその提案を協働に活用していくことが大事である。 ・区民会議提案事業は、区民会議発の取組で、かつ、様々な活動団体や区役所との連携・協働の取組だと分かるようなアピールや仕掛けが必要。
	2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。			

第 3 章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第 1 節 情報共有による自治運営	第 23 条 情報提供	市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供制度は、情報公開制度と車の両輪として市民との情報共有をめざすための重要な制度。 ・情報提供に当たっては、市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮し、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ●インターネット、メールマガジン等による広報 ・各区でのターゲットやテーマに特化したホームページの開設 ・市ホームページのアクセシビリティ等に配慮したリニューアルの実施（平成 24 年度） ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン作成（平成 24 年度） ●記者会見、報道への資料提供等を通じた情報提供 ●情報プラザ、各区の市政資料コーナー等における情報提供 ●要綱等の公表（インターネット及び区役所等で閲覧） ●総合コンタクトセンターの設置・運営、機能充実 ・本庁及び区の総合案内電話の総合コンタクトセンターへの統合（平成 18 年度） ●「サンキューコール」の運営 ・FAQ（よくある質問と回答）の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市では子育て支援のグループが子育て支援センターで網羅されている。そこでは乳幼児、未就学児のお母さんが集まるので、紙媒体とともに時々口頭で情報発信するという方法も効果的である。 ・情報共有の役割は「暮らしの利便性を高める」とことと「参加の前提」になること。情報の問題も参加の条件としての情報ということを考える必要がある。 ・条例で、市民に情報提供をするという仕組みがあり、市政に参加できることを訴えているが、「かわさき市民アンケート」からは当の市民がそこに対する問題意識を持っていない部分を読み取れる。 ・市全体で活用することは大変なので、例えば、子育て世代をターゲットに、地域に関する情報交換を行政と地域で展開をしていくことは、事例的な試みとして面白い。 ・20、30代の女性がまちづくりに参加するきっかけや市の活動内容が浸透していない。活動に参加できるよう、広報の仕方を考える必要がある。 ・まちづくりは自分の住んでいる周りの問題からスタートしていかないと市民は無関心になってしまう。市民だけでできないことは行政と協力して行うという認識は持っているの、その意識をどう活かすかがポイント。
	第 24 条 情報公開	市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。	・市民の基本的権利としての知る権利の保障を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開条例施行（平成 13 年度に情報公開法の施行に合わせ新たな条例を制定。昭和 59 年度に施行した旧情報公開条例は廃止） ・電子申請による請求手続を導入（平成 18 年度） 	
	第 25 条 個人情報保護	市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。	・高度情報化社会の中で、市民の情報へのアクセス度合いを高めればそれだけ情報流出の危険性が生じるため、より十分なセキュリティ対策を講じる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護条例施行（昭和 60 年度） ・電子申請による請求手続を導入（平成 19 年度） 	
	第 26 条 会議公開	市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。	・会議を公開することにより透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、市民の知る権利の確保に資するとともに開かれた市政の実現を一層推進するために会議の公開制度を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等の会議の公開に関する条例施行（平成 11 年度） ・審議会等の「会議開催のお知らせ」を情報プラザ・公文書館に常備、併せて市ホームページに掲載 	

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見	
	第 27 条 情報共有の手法等の整備	市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●IT を活用した参加と協働の仕組みづくり ・地域ポータルサイトの開始(宮前区)(平成 18 年度～) ・民間地域ポータルサイト(全市版)の活用(平成 19 年度～) ●ソーシャルメディアを利用した情報発信 ・市ホームページのアクセシビリティ等に配慮したリニューアルの実施(再掲) ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン作成(再掲) ●重要な政策課題の説明会の実施 ●ターゲットを見据えた複合的な情報発信 ・民間の情報誌、フリーペーパーなどの広報媒体を複合的に活用した戦略的な情報発信 ・モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供 ●戦略的な広報スキルの向上に向けた研修の実施 		
第 2 節 参加及び協働による自治運営	第 28 条 多様な参加の機会の整備等	市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な参加の機会の整備 ・市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティング・説明会の実施 ●審議会等への女性の参加促進 ●市民生活に密接に関わる計画等における市民参加の拡充 ・パブリックコメント手続制度の運用 ・アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査 ・より多くの意見を反映させるための説明会 ・地域における参加の促進(出前説明会、ワークショップ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型フォーラム等のように、直接話をして意見が言える参加の仕組みを確保しておくことは重要である。 ・パブリックコメント手続を活かすため、引き続き紙媒体で区役所や市民館で目に訴える工夫など情報提供の仕組みも大事である。 ・パブリックコメント手続が行われる段階になると、内容がかなり完成度の高いものになっており、そこまで至らない段階で意見が言える機会を確保することも重要である。 ・幅広い層の参加について、20・30代の女性がなかなか参加できない状況にあり、状況に応じて子育て支援や参加の際の保育対応を行うなどが必要である。 ・市政だより等で公募する際、市民委員は市民としての意見を盛り込む役割があることを強調するなど、市民が関心を持てるような広報の工夫が必要である。 ・公募と言っても参加のハードルは高い。まず、区民会議の委員の公募をもっと増やして、地域課題の問題から市民が慣れていくような仕組みが必要ではないか。 ・審議会等における市民委員の公募の有無等の状況を分析することで、市民に参加しやすいテーマが分かるのではないか。 ・市民参加の面から住民投票条例のテーマや運用の仕方、区民会議との関係等が課題になる。 ・参加の場を体系化していく必要がある。 	
	第 29 条 審議会等の市民委員の公募	審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で、審議会等の委員に市民委員を含むものとし、選考に当たっては一般の公募を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●附属機関等の設置等に関する要綱施行(平成 9 年度) ●附属機関等の委員公募実施指針施行(平成 9 年度) ・審議会等の市民委員の公募 	
	第 30 条 パブリックコメント手続	市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たさせるためには、明文化の制度が必要。 ・市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント手続条例の施行(平成 19 年度) ・パブリックコメント手続制度の周知・広報(市政だよりへの掲載、かわさきエフエムでの放送、職員向け研修会の実施、チラシ・ポスターの配布、JR 川崎駅東西自由通路大型映像装置での広報) ●パブリックコメント手続制度による意見募集 ・運用についての庁内検討会の開催及び検討結果の手引きへの反映 ・市のホームページへの掲載及び情報プラザ等への意見募集資料の備え置き 	
	第 31 条 住民投票制度	市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、住民(本市の区域内に住所を有する人)、議会又は市長の発議に基づき、市政に掛かる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 ・議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票条例の施行(平成 21 年度) 	
	第 32 条 協働推進の施策整備等	市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による市政の取組を通じての公共的な課題の解決が重要。 ・すでに地域で活動している市民活動や市民事業が支えられ、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められる。 ・具体的には、市民活動支援指針をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整備するための施策の整備と体系化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動推進委員会(再掲:平成 14~23 年度) ●協働型事業のルール策定(平成 19 年度) ・協働推進窓口の設置・推進 ・協働型事業の推進に関する要綱施行(平成 20 年度) ・ルール及び要綱の適正な運用 ・市民及び職員対象の説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体との協働において、行政と市民活動団体の双方が協働型事業のルールを認識していることが重要である。 ・市民としても責任をもって協働していくためには、協定を結んだ上で、地域課題解決に取り組んでいく事が必要。

条文		条文の意図	条例に基づく制度構築と運用状況	委員意見
			<ul style="list-style-type: none"> ●協働型事業の公表・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・「協働型事業事例集」の作成、市ホームページへの掲載 ●協働型事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「協働型事業のルール」に沿った事業の拡充 ・市民との協働による教育文化会館・市民館等の社会教育振興事業・家庭教育推進事業の実施 ●区における市民提案型事業の実施（地域課題対応事業費の活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働型事業のルール策定の当時と比べて、時代の状況や背景が変わり、多様な協働の仕方が生まれてきている。 ・協働の定義を見直し、多様化したニーズや考え方を再検討する時期にきている。 ・市民活動団体等以外の主体との協働が活性化しており、それらの主体との関わり方を明確化し、分かりやすいように体系化していく事が必要ではないか。 ・まちづくりへ市民が参加するきっかけが来ると、次のステップが協働になっていく。市民が参加しやすい協働というものに関心を持ってもらうことが重要である。 ・協働型事業のチェックシートを開発することで、日々の業務の中で具体的に何をすればよいのか示されるのではないか。
第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治推進委員会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期自治推進委員会設置（平成19年2月～平成20年3月） ・第2期自治推進委員会設置（平成20年11月～平成22年3月） ・第3期自治推進委員会設置（平成22年11月～平成24年3月） ・第4期自治推進委員会設置（平成24年12月～平成26年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第33条を実現するためには、現在とは違うスタイルで調査審議を進めていく方法もあるかもしれない。 ・テーマを絞って、より深い議論をやるべきである。
第4章 国や他の自治体との関係				
	第34条 国や他の自治体との関係	<p>市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。</p> <p>2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「地方分権の推進に関する方針」策定（平成22年度） ●川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ（平成20年度） ●「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」取りまとめ（平成25年度） ●全国市長会、指定都市市長会、九都県市首脳会議等との連携による取組（国への施策提言や要望活動、調査研究等） ●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市にできる限り権限移譲しようとする具体的な税財源が課題となる。 ・現行のような任意の協議体では、税財源についての国・県へのプッシュが弱いので、3市で連携を強めて県の条例による設置など協議会を法制化するようなアクションが必要となるのではないか。